むすぶ。ひらく。



第100期 定時株主総会招集ご通知

2024年6月26日(水曜日) 午前10時



名古屋市東区東桜二丁目6番30号

東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも!



本招集通知は,パソコン・

https://p.sokai.jp/9502/



月次

第100期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	
杰付書類 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事業報告	39
連結計算書類	69
監査報告書	71

中部電力株式会社

証券コード 9502

株主各位

名古屋市東区東新町1番地中部電力株式会社 代表取締役会長 勝 野 哲

第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。 【当社ウェブサイト】 (https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/)

上記の他、東京証券取引所のウェブサイトでも電子提供措置事項を掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show) ※「銘柄名(会社名)」に「中部電力」または「コード」に「9502」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、

「縦覧書類/PR情報」の順に選択することで、ご確認いただけます。

なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(5頁から36頁まで)をご検討くださいまして、2024年6月25日 (火曜日)午後5時40分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

また、上記の当社ウェブサイトに報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬具

議決権行使について

当日ご出席される方へ

当日ご出席の際は,同封の議決権 行使書用紙を会場受付にご提出 ください。

書面の郵送により 議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に議案 に対する賛否をご表示のうえ, 上記 の行使期限までに到着するよう折り 返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書用紙を投函する前に、ログインIDおよび仮パスワードをお控えください。

インターネット等により議決権を行使される方へ

「インターネット等による議決権 行使のお手続きについて」(3頁) をご参照のうえ、上記の行使期限 までにご送信ください。

- 1 = **時** 2024年6月26日 (水曜日) **午前10時**
- 2 場 **所** 名古屋市東区東桜二丁月6番30号 東桜会館
- **3 目的事項 報告事項**(1)第100期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算 書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第100期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項〈 会社提案(第1号議案から第9号議案まで)〉

剰余金の配当の件 第 1 号議案

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

第 4 号議案 監査等委員である取締役 5 名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬 第8号議案 制度の改定の件

第9号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

〈 株主 (71名) からのご提案 (第10号議案から第15号議案まで) 〉

定款一部変更の件(1) 第13号議案 第 10 号議案 定款一部変更の件(4)

第11号議案 定款一部変更の件(2) 第14号議案 定款一部変更の件(5)

定款一部変更の件(3) 第15号議案 第 12 号議案 定款一部変更の件(6)

〈 株主 (2名) からのご提案 (第16号議案) 〉

第 16 号議案 定款一部変更の件

の決定事項等

4 招集にあたって (1) 議決権の代理行使

代理人の資格,数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただき ます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

- (2) 議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合の取り扱い ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の意思表示がない場合は、 会社提案については賛、株主さまからのご提案については否の意思表示があったものとして お取り扱いいたします。
- (3) 交付書面から一部記載を省略している事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもと づき.書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。 したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査役および 会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③ 計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」「および「個別注記表」
- ④ 監査報告書の「会計監査人の監査報告書」
- (4) 電子提供措置事項を修正した場合の周知方法

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載 いたします。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限: 2024年6月25日 (火曜日) 午後5時40分まで

オススメ

1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された 「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うこと ができます。



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することで議決権行使することができます。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご注意事項

- ※午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書用紙の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回 実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス,ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 電話 (通話料無料) 0120-173-027 [受付時間:午前9時から午後9時まで]

株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場されるのが困難な株主さまに向けて、株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

1. ライブ配信日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. ご視聴方法

次のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、ご自身の議決権行使書用紙に記載されている①および②の英数字をご入力ください。

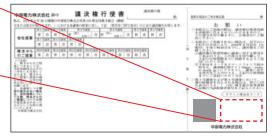
URL: https://engagement-portal.tr.mufg.jp/





ID・パスワードに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808 (通話料無料) 受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)



ご注意事項

- ※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、 行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。
- ※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
- ※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。
- ※ライブ配信のご視聴では大量のデータ(パケット)通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ※何らかの事情により,ライブ配信を行わない場合があります。その際には当社ウェブサイト上でお知らせいたします。

株主総会参考書類(議案および参考事項)

<会社提案(第1号議案から第9号議案まで)>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

期末配当金につきましては、株主還元方針、中期的な財務状況、資本市場の期待等を踏まえ、1株につき30円とさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円 総額22.697.388.840円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

執行と監督の分離の一層の深化を図り、機動的な意思決定とより高度なガバナンスの両立を実現するため、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することといたします。

これに伴い、監査役および監査役会に関する規定の削除、監査等委員会に関する規定の新設、 取締役の員数および任期等に関する規定の変更、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する 規定の新設ならびにこれらに付随する所要の変更等を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案				
第1章 総 則	第1章 総 則				
(機関) 第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査役</u> <u>3 監査役会</u> <u>4</u> 会計監査人	(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3</u> 会計監査人				
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会				
(員数) 第20条 本会社に取締役 <u>20</u> 人以内を置く。 (新 設)	(員数) 第20条 本会社に取締役 <u>15</u> 人以内を置く。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6人以内と する。				
(選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。					
17つ。 ③ 取締役の選任決議については,累積投票によらないものとする。	③ (現行どおり)				

現行定款

変更定款案

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(取締役会の構成及び招集)

第23条 取締役会は、取締役をもって構成する。

- ② 取締役会は、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日から2日前に各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役会は、取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集 手続を経ないでこれを開催することができる。

(新 設)

(取締役会の決議方法)

- 第<u>26</u>条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の 過半数をもって行う。
 - ② 本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 (条文省略)

(代表取締役及び役付取締役等)

第28条 取締役会の決議をもって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議をもって、代表取締役又は執行役員のうち1人を社長とする。
- ③ 取締役会の決議をもって、会長その他の役付取締役を置くことができる。

(社長の業務執行)

第29条 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括する。

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって 定めた順序により、他の取締役又は執行役員がその職務を代行する。

第30条~第33条 (条文省略)

(任期)

- 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は,選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の構成及び招集)

第23条 (現行どおり)

- ② 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u> あらかじめ 取締役会の決議をもって定めた取締役が招集する。当該取締役に事故 があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、 他の取締役が招集する。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日から2日前<u>まで</u>に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第<u>27</u>条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

② (現行どおり)

第28条 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役等)

第29条 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、</u>代表取締役を選定する。

- ② (現行どおり)
- ③ 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、会長その他の役付取締役を置くことができる。

(社長の業務執行)

第30条 (現行どおり)

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって 定めた順序により、他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 又は執行役員がその職務を代行する。

第31条~第34条 (現行どおり)

現行定款	変更定款案
第5章 監査役及び監査役会	(削 除)
(<u>員数)</u> 第34条 本会社に <u>監査役7人以内</u> を置く。	(削 除)
(選任) 第35条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を もって行う。	(削 除)
(任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と 同一とする。	(削 除)
(監査役会の構成及び招集) 第37条 監査役会は、監査役をもって構成する。 ② 監査役会の招集通知は、会日から2日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。	(削 除)
(監査役会の決議事項) 第38条 監査役会は,法令又は定款に定める事項のほか,監査役会に おいて定める事項を議決する。	(削 除)
(<u>監査役会の決議方法)</u> 第39条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他 法令に定める事項は,議事録に記載又は記録するものとする。	(削 除)
(常勤監査役,常任監査役) 第41条 監査役会の決議をもって,常勤の監査役を選定する。 ② 監査役会の決議をもって,常任監査役若干人を置くことができる。	(削 除)
(監査役の責任免除) 第42条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った ことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。 ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との 間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令に定める額とする。	(削 除)

現行定款	変更定款案
(新 設)	第5章 監查等委員会
(新 設)	(監査等委員会の構成及び招集) 第35条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。 ② 監査等委員会の招集通知は、会日から2日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。
(新 設)	(<u>監査等委員会の決議事項)</u> 第36条 監査等委員会は,法令又は定款に定める事項のほか,監査等 委員会において定める事項を議決する。
(新 設)	(<u>監査等委員会の決議方法)</u> 第37条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等</u> 委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録) 第38条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びに その他法令に定める事項は,議事録に記載又は記録するものとする。
(新 設)	(常勤監査等委員, 常任監査等委員) 第39条 監査等委員会の決議をもって, 常勤の監査等委員を選定する ことができる。 ② 監査等委員会の決議をもって, 常任監査等委員若干人を置く ことができる。
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>43</u> 条~第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>40</u> 条~第 <u>42</u> 条 (現行どおり)
(新 設)	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 第100期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を 含む。)の責任については、当該株主総会における変更前の定款第42条 第1項の規定はなお効力を有する。

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の 当社における地位	2023年度の 取締役会への 出席状況
1	mo の さとる 再任	 代表取締役会長 	29/29回
2	が が 整 再任	代表取締役社長 社 長 執 行 役 員	29/29回
3	みず たに ひとし 水 谷 仁 再任	代表取締役 副社長執行役員	29/29回
4	なべ た かず ひろ 鍋 田 和 宏 新任	副社長執行役員	_
5	al the th pet 橋 本 孝 之 再任 社外 独立	社外取締役	29/29回
6	にまた。 まただし 再任 社外 独立	社外取締役	29/29回
7	(1) はら みつえ 栗 原 美津枝 再任 社外 独立	社外取締役	29/29回
8	く ら	社外取締役	29/29回

勝野

哲

再任

所 有 す る 当社株式の数

39,180株

(1954年6月13日生)

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1977年 4月 当社入社

2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長

2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長

2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長

2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員

2020年 4月 当社代表取締役会長(現在に至る)



<取締役候補者とした理由>

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号 **2** **林**

かった。

再任

所 有 す る 当社株式の数

33.064株

(1961年1月9日生) 2023年度の取締役会への出席状況 29/29回 (100%)

<略歴,地位および担当>

1984年 4月 当社入社

2016年 4月 当社執行役員 東京支社長

2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長

2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長

2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

電気事業連合会会長

<取締役候補者とした理由>

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。



水谷

でとし 再任

所 有 す る 当社株式の数

20,776株

(1962年3月22日生)

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1984年 4月 当社入社

2018年 4月 当社常務執行役員 名古屋支店長

兼 電力ネットワークカンパニー名古屋支社長

2020年 4月 当社専務執行役員 経営管理本部長

2020年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長

2021年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO

2022年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO, 統括CKO

2022年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO, 統括CKO,

2023年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO, CCO

2024年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO (現在に至る)

(注) CFO: Chief Financial Officer 統括CKO: 統括 Chief Kaizen Officer CCO: Chief Compliance Officer

<取締役候補者とした理由>

水谷仁氏は、これまで当社名古屋支店長、経営管理本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号 **4**

新任

所 有 す る 当社株式の数

16,420株

<略歴、地位および担当>

1986年 4月 当社入社

2018年 4月 当社執行役員 コーポレート本部部長

2020年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部長

2023年 4月 当社専務執行役員 技術開発本部長 CTO, CSO

2024年 4月 当社副社長執行役員 経営戦略本部長 CIO (現在に至る)

(注) CTO: Chief Technology Officer CSO: Chief Standardization Officer

CIO: Chief Information Officer

<取締役候補者とした理由>

鍋田和宏氏は、これまで当社コーポレート本部部長、技術開発本部長、経営戦略本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。



橋 本 孝 之

(1954年7月9日生)

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

所 有 す る 当社株式の数

6,516株

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回(100%) 社外取締役としての在任期間 8年(本総会終結時)

<略歴および地位>

1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2000年 4月 同社取締役

2003年 4月 同社常務執行役員

2007年 1月 同社専務執行役員

2008年 4月 同社取締役 専務執行役員

2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員

2012年 5月 同社取締役会長

2014年 4月 同社会長

2015年 1月 同社副会長

2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)

2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役

株式会社山城経営研究所代表取締役社長

三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役

デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。



嶋尾

ただし

(1950年2月2日生)

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

所 有 す る 当社株式の数

9,904株

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回 (100%) 社外取締役としての在任期間 5年(本総会終結時)

<略歴および地位>

1973年 4月 大同製鋼株式会社(現大同特殊鋼株式会社)入社

2004年 6月 同社取締役

2006年 6月 同社常務取締役

2009年 6月 同社代表取締役副社長 2010年 6月 同社代表取締役社長

2015年 6月 同社代表取締役 社長執行役員

2016年 6月 同社代表取締役会長

2019年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2023年 6月 大同特殊鋼株式会社相談役 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

大同特殊鋼株式会社相談役

名古屋商工会議所会頭

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断 基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。



栗原美津枝

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

所 有 す る 当社株式の数

0株

(1964年4月7日生) 八

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回 (100%) 社外取締役としての在任期間 4年(本総会終結時)

<略歴および地位>

1987年 4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行

2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所(派遣)

2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長

2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長

2013年 4月 同行企業金融第6部長

2015年 2月 同行常勤監査役

2020年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2020年 6月 株式会社日本政策投資銀行退行

2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

株式会社価値総合研究所代表取締役会長

住友林業株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、過去に株式会社日本政策投資銀行でファイナンス、M&A、財務等の業務に携わるほか、現在は株式会社価値総合研究所の経営に携わるなど、ファイナンス、M&A、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。



工藤陽子

(1961年11月30日生)

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

所 有 す る 当社株式の数

0株

2023年度の取締役会への出席状況 29/29回(100%) 社外取締役としての在任期間 2年(本総会終結時)

<略歴および地位>

1982年 4月 大成火災海上保険株式会社

(現損害保険ジャパン株式会社) 入社

1989年 6月 同社退社

1993年 9月 プライスウォーターハウス

(現プライスウォーターハウスクーパース) 入所

1996年11月 同所退所

1996年12月 アーンスト・アンド・ヤング入所

2005年 4月 新日本監查法人(現EY新日本有限責任監查法人)出向

2006年 1月 同法人転籍

2006年 5月 同法人プリンシパル

2020年 7月 同法人品質管理本部非監查契約審查部長

2022年 6月 同法人退所

2022年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

ソフトバンク株式会社社外監査役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

工藤陽子氏は、長年にわたり日米の大手会計事務所で会計監査,財務会計アドバイザリーサービス等の業務に携わるなど、会計・財務分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に、会計・財務分野の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

工藤陽子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。



- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 2 当社は、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝、工藤陽子の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
 - 3 当社は、勝野哲、林欣吾、水谷仁、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝、工藤陽子の各氏との間で会社法第430条の2第1項に 規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとして おります。各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間の補償契約を継続する予定であります。また、鍋田和宏氏の 選任が承認可決された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
 - 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 5 橋本孝之氏が2015年6月から2019年6月まで社外監査役として在任していた株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法にもとづく業務改善命令を受けました。

同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでしたが、当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令 遵守や内部統制の重要性について提言を行っておりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次 報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、 コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めるなど、その職責を果たしております。

- 6 事業報告の「1 企業集団の現況に関する事項」の「(2) 対処すべき課題」および「(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令等の受領に係る件などにつきましては、橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝、工藤陽子の各氏は、取締役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。
- 7 社外役員の独立性判断基準については、23頁をご参照ください。

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議 および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

古 田 真 二 (1959年8月25日年)

新任

所 有 す る 当社株式の数

14,545株

<略歴. 地位および担当>

1983年 4月 当社入社

2016年 4月 当社執行役員 三重支店長

2018年 4月 当社執行役員 三重支店長 兼 電力ネットワークカンパニー三重支社長

2020年 4月 当社専務執行役員 安全健康推進室統括、マネジメントサービス本部長

2021年 4月 当社専務執行役員 秘書室,安全健康推進室統括,

マネジメントサービス本部長

2024年 4月 当社監査特命役員(現在に至る)



<監査等委員である取締役候補者とした理由>

古田真二氏は、これまで当社三重支店長、マネジメントサービス本部長、監査特命役員などを歴任し、当社事業に精通するとともに、財務および会計に関する十分な知見を有していることから、取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

澤 柳 友 之 (1961年7月30日生)

新任

所 有 す る 当社株式の数

12,379株

<略歴、地位および担当>

1987年 4月 当社入社

2017年 4月 当社執行役員 長野支店長

2018年 4月 当社執行役員 長野支店長 兼電力ネットワークカンパニー長野支社長

2020年 4月 中部電力パワーグリッド株式会社監査役(現在に至る)

2023年 6月 当社監査役(現在に至る)



<監査等委員である取締役候補者とした理由>

澤柳友之氏は、これまで当社長野支店長、中部電力パワーグリッド株式会社監査役、当社監査役などを歴任し、 当社事業に精通していることから、取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

中 川 清 明 (1958年9月13日生)

新任

在外取締役候補者 独立役員候補者 所 有 す る 当社株式の数

47株

<略歴および地位>

1984年 4月 東京地方検察庁検事

2010年 8月 法務省大臣官房審議官

2012年 1月 高知地方検察庁検事正

2013年 4月 最高検察庁検事

2014年 8月 静岡地方検察庁検事正

2015年10月 最高検察庁公安部長

2016年 9月 公安調査庁長官

2020年 5月 名古屋高等検察庁検事長

2021年 9月 退官

2021年12月 弁護士登録

2023年 6月 当社社外監査役(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

弁護士

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

中川清明氏は、公安調査庁長官、名古屋高等検察庁検事長などの要職を歴任し、法曹界での豊富な経験と高度な専門的識見にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、 社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

中川清明氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。





村 瀬 桃 子

新任

社外取締役候補者 独立役員候補者 所 有 す る 当社株式の数

0株

<略歴および地位>

1996年 4月 弁護十登録

齋藤勉法律事務所(現本町シティ法律事務所)入所

2003年12月 同所退所

2004年 1月 村瀬・矢崎綜合法律事務所(現ひのき綜合法律事務所) パートナー(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

弁護士

VTホールディングス株式会社社外取締役

笹徳印刷株式会社社外取締役監査等委員

株式会社コメ兵ホールディングス社外取締役監査等委員

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

村瀬桃子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外取締役, 社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが, 上記の理由により, 社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

村瀬桃子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。





新任

社外取締役候補者 独立役員候補者 所 有 す る 当社株式の数

0株

<略歴および地位>

1995年 4月 トヨタ自動車株式会社入社

2013年 5月 同社エンジン設計部第1基盤技術設計室長

2018年 1月 同社パワートレーン製品企画部チーフエンジニア

2019年 1月 同社パワートレーンカンパニー製品企画/システム開発領域長

2020年 1月 同社パワートレーンカンパニーExecutive Vice President

2022年 1月 同社パワートレーンカンパニーPresident

2023年 7月 同社水素ファクトリーPresident (現在に至る)

<重要な兼職の状況>

トヨタ自動車株式会社水素ファクトリーPresident Commercial Japan Partnership Technologies取締役

愛三工業株式会社社外監査役



山形光正氏は、トヨタ自動車株式会社において、パワートレーンカンパニーPresident、水素ファクトリー Presidentなどの要職を歴任しており、また、Commercial Japan Partnership Technologies取締役および愛三工業株式会社社外監査役を務めるなど、豊富な経験と知識にもとづく、中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、候補者とするものであります。

<独立性について>

山形光正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
 - 2 当社は、現任監査役である中川清明氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決された場合には、あらためて同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。また、村瀬桃子、山形光正の各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
 - 3 当社は、現任監査役である澤柳友之、中川清明の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。監査等委員である取締役として各氏の選任が承認可決された場合には、あらためて各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。また、古田真二、村瀬桃子、山形光正の各氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。。
 - 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 - 5 山形光正氏は、2024年6月14日をもって愛三工業株式会社社外監査役を退任する予定であります。
 - 6 社外役員の独立性判断基準については、23頁をご参照ください。





(ご参考)

当社は、取締役会の構成、規模について、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に対する監督機能および中部電力グループ経営ビジョン2.0に掲げる、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする「変わらぬ使命の完遂」と事業環境の変化に対応した新しいサービスをご提供する「新たな価値の創出」の達成や「脱炭素社会実現」への貢献など経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスを踏まえ決定しています。第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

当社はこれら各取締役の力を結集し、ESG(環境・社会・ガバナンス)経営を深化させ、CSR(企業の社会的 責任)を果たすことで、ステークホルダーのみなさまとともに、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

○取締役候補者13名のうち, 男性10名, 女性3名(女性比率:23%)

	当社に 取締役に求める専門性および経験								
氏 名	おける地位	経	財	法	Ŋ	技	D	7	グ
勝野哲	代表取締役会長	•			•	•			
がつ の さとる 勝 野 哲 はやし きん ご 林 欣 吾	代表取締役社長 社長執行役員	•			•			•	
みず たに ひとし	代表取締役副社長執行役員	•	•	•					
る。	取 締 役 副社長執行役員				•	•	•		
を鍋し橋はより、果く工る古お澤か中が利かが、また田と本ま尾は原の意味とした。 独立	社外取締役	•					•		
にままれている。 には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	社外取締役	•						•	•
栗 原 美津枝 独立	社外取締役	•	•						•
工藤陽子独立	社外取締役		•				•		•
古田真二	取締役 常任監査等委員(常勤)	•	•		•				
The control of th	取 締 役 監査等委員 (常勤)				•	•			
中川清明独立	社外取締役 監査等委員			•	•				•
	社外取締役監査等委員			•	•				•
世 形 光 正 独立	社外取締役監査等委員				•	•			

※各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大3つまで記載しております。 上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

独立 独立役員候補者

経 企業経営

財務・会計

法法法務

リスクマネジメント

技 電力供給・環境に資する技術

DX (デジタルトランスフォーメーション)・事業開発

マーケティング

グローバル・多様性

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先(※1)またはその業務執行者(※2)でないこと
- 2 当社の主要な借入先(※3) またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計 専門家または法律専門家でないこと(ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体で ある場合は、当該団体に所属する者をいう)
- 4 当社の大株主(※5) またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額(※4)の寄付を受けていないこと(ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- 6 本人の配偶者, 二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1~5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員
- ※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における 連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ 超える取引先をいう。
- ※2 「業務執行者」とは,会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
- ※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。
- ※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。
- ※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員で ある社外取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたすもの であります。

なお、公正・透明性を確保するため、当該候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事 会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なが ふみ × 24 史 (1952年11月28日生)

社外取締役候補者 独立役員候補

所有する 当社株式の数

6.889株

<略歴および地位>

1981年 4月 弁護十登録

蜂須賀法律事務所入所

1989年 3月 同所退所

1989年 4月 永冨法律事務所開設 (現在に至る)

2016年 6月 当社社外監査役(現在に至る)

<重要な兼職の状況>

弁護士

日本特殊陶業株式会社社外取締役監査等委員

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

永冨史子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、法律の専門家としての視点にもとづく、 中立的・客観的な立場からの監査・監督機能を期待できることから、社外取締役監査等委員として適任であると判断し、 候補者とするものであります。

同氏はこれまで社外監査役および社外取締役監査等委員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、 上記の理由により、社外取締役監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

<独立性について>

永冨史子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性 判断基準を充たしております。

永冨史子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。 当社は、現任監査役である永冨史子氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定 契約を締結しております。補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
3 当社は、現任監査役である永富史子氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用

および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。補欠の監査等委員である取締役として同氏の選任 が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の 内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その 他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。補欠の監査等委員である 取締役として永冨史子氏の選任が承認可決され,その後,同氏が社外取締役監査等委員に就任した場合には,同氏は当該保険

契約の被保険者に含められることとなります。
5 補欠の監査等委員である取締役として永冨史子氏の選任が承認可決され、その後、同氏が社外取締役監査等委員に就任した 場合には、当社は同氏を当社が上場する各金融商品取引所に独立役員として届け出る予定であります。

6 社外役員の独立性判断基準については、23頁をご参照ください。



第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第94期定時株主総会におきまして、年額9億円以内(うち社外取締役分は8,400万円以内)としてご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止し、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額について、その員数・構成および職責などを勘案して、年額8億円以内(うち社外取締役分は年額1億2,000万円以内)とさせていただきたいと存じます。

なお、本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

現在の取締役は9名(うち社外取締役4名)でありますが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名(うち社外取締役4名)となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。 つきましては、監査等委員である取締役の報酬額について、その員数・構成および職責などを勘案して、 年額2億2,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

第8号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度の改定の件

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で取締役(社外取締役を除く。)を対象とした業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月25日開催の第97期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に給付される当社株式数の上限等の決定について、また、2022年6月28日開催の第98期定時株主総会において、中期経営目標の期間変更に伴う信託金額(報酬の額)および取締役(社外取締役を除く。)に給付される当社株式数の上限(以下「報酬枠」という。)の改定についてご承認いただき、現在に至っております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識をより一層高めることを目的として、本制度の名称を株式報酬制度に改めたうえで、本制度の対象者に社外取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「社外取締役」という。)を追加するとともに、報酬等の総額における株式報酬の割合を引き上げるため、下記1および2のとおり、報酬枠を改定することについてご承認をお願いするものであります。これら以外の本制度の内容については、変更されることなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものとし、改定後の本制度の詳細については、下記1および2ならびに従前ご承認いただいた内容の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第6号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の1事業年度あたりの報酬等の総額の上限は、現在の取締役の1事業年度あたりの報酬等の総額の上限を上回りません。

本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定です。

現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案、第3号議案および本議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名(うち社外取締役4名)となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。

1 信託金額(報酬の額)の改定

当社は、第98期定時株主総会でご承認いただいた内容にもとづき、2023年3月期から4事業年度(以下「対象期間」という。) ごとに、5億3,000万円を上限とした資金を本制度にもとづき設定される信託(以下「本信託」という。)に拠出することとしております。

今般,対象期間ごとの本信託への追加拠出額の上限を,9億円(うち社外取締役分(注1)として4,000万円)に改定いたします。なお,2023年3月期から開始している対象期間(以下「現対象期間」という。)の追加拠出額の上限については,期中に上記改定を行うことから、7億1,500万円(うち社外取締役分として2,000万円)といたします。

ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額(直前までの対象期間に係るポイント(注2)に相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額をいう。)および金銭と追加拠出される金銭の合計額(注3)は、9億円(うち社外取締役分として4,000万円)(注4)(注5)を上限といたします。

- (注1) 社外取締役には,その職責に鑑み,事業年度ごとに,役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まる役位固定ポイントのみを付与いたします。
- (注2) 本信託を通じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)が交付される他の制度に係る 累計ポイントを含みます。

- (注3) 本信託を通じて当社株式等が交付される他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該金銭の額を加えた額。
- (注4) 本信託を通じて当社株式等が交付される他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該追加拠出に係る上限額を加えた額。
- (注5) 現対象期間について行われる追加拠出については、7億1,500万円(うち社外取締役分として2,000万円)。

2 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に給付される当社株式数の上限の改定

当社は、第98期定時株主総会でご承認いただいた内容にもとづき、対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を47万株としております。

上記1の改定に伴い、対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を80万株(うち社外取締役分として4万株)(注)といたします。なお、発行済株式総数(2024年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.11%です。

(注) 現対象期間に付与されるポイントの上限に相当する株式数は63万5.000株(うち社外取締役分として2万株)。

[参考1] 改定後の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役(監査等委員である取締役を除く。) に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお,取締役(監査等委員である取締役を除く。)が当社株式等の給付を受ける時期は,取締役(監査等委員である取締役を除く。)の退任後となります。

(1) 本制度の対象者

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

(2) 信託金額 (報酬の額)

当社は、対象期間ごとに、本信託による当社株式の取得の原資として、9億円(うち社外取締役分として4,000万円)を 上限として本信託に追加拠出いたします。

ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額(直前までの対象期間に係るポイントに相当する当社株式を除いた当社株式の帳簿価格をもって換算した額をいう。)および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、9億円(うち社外取締役分として4,000万円)を上限といたします。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

(4) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき①役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび②業績に応じて変動する業績連動ポイントを付与し、②は対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます。また、社外取締役には、事業年度ごとに、①のみを付与いたします。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する累計ポイント(①および確定後の②の累計)は、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行う。)。

(5) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) に給付される当社株式数の上限

対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数は80万株(うち社外取締役分として4万株)といたします。

(6) 当社株式等の給付

取締役(監査等委員である取締役を除く。)が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役(監査等委員である取締役を除く。)であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収することができることといたします。

[参考2] 社外取締役の報酬等の総額に対する株式報酬の割合

社外取締役の報酬等の総額に対する株式報酬の割合については、10%程度に留めることを予定しております。

第9号議案

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員である取締役の監査・監督機能に加え、当社グループの中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、第7号議案としてご承認をお願いしております監査等委員である取締役の報酬額とは別枠で、「株式給付信託」にもとづく株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入するため、本制度における信託金額(報酬の額)および監査等委員である取締役に給付される当社株式数の上限ならびに監査等委員である取締役が当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」という。)の給付を受ける際の条件の概要についてご承認をお願いするものであります。本制度の詳細については、下記「本制度の概要」の枠内で、監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、第7号議案および本議案が原案どおり承認可決された場合の当社の監査等委員である取締役の1事業年度あたりの報酬等の総額の上限は、現在の監査役の1事業年度あたりの報酬等の総額の上限を上回りません。

本議案については、公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

第2号議案,第4号議案および本議案が原案どおり承認可決されますと,本制度の対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が発生するものといたします。また、本制度については、第8号議案の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度と一体で運営いたします。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(2019年より導入している業績連動型株式報酬制度にもとづき設定された信託を意味し、以下「本信託」という。)を通じて取得され、監査等委員である取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、監査等委員である取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、監査等委員である取締役の退任後となります。

(1) 本制度の対象者

監査等委員である取締役

(2) 信託金額 (報酬の額)

当社は、本信託による当社株式の取得の原資として、2025年3月期から2事業年度(以下「当初対象期間」という。)において、4,000万円を上限として本信託に追加拠出し、その後の4事業年度(以下「対象期間」という。)ごとに、8,000万円を上限として本信託に追加拠出いたします。

ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額(直前までの対象期間に係るポイント(注1)に相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額をいう。)および金銭と追加拠出される金銭の合計額(注2)は、8,000万円(注3)(注4)を上限といたします。

- (注1) 本信託を通じて当社株式等が交付される他の制度にかかる累計ポイントを含みます。
- (注2) 本信託を通じて当社株式等が交付される他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該金銭の額を加えた額。
- (注3) 本信託を通じて当社株式等が交付される他の制度にもとづき追加拠出される金銭がある場合には、当該追加拠出に係る上限額を加えた額。
- (注4) 当初対象期間について行われる追加拠出については、4,000万円。

(3) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

(4) 監査等委員である取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

監査等委員である取締役には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まる役位固定ポイントを付与いたします。

なお、監査等委員である取締役に対する役位固定ポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社 普通株式1株に換算されます(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的 な調整を行う。)。

(5) 監査等委員である取締役に給付される当社株式数の上限

対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数は8万株(注)といたします。なお、発行済株式総数(2024年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.01%です。

(注) 当初対象期間に付与されるポイントの上限に相当する株式数は4万株。

(6) 当社株式等の給付

監査等委員である取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該監査等委員である取締役は 役位固定ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた監査等委員である取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違 行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、監査等委員である 取締役の協議により、付与済みのポイントの一部または全部を没収することができることといたします。

[参考] 監査等委員である取締役の報酬等の総額に対する株式報酬の割合

監査等委員である取締役の報酬等の総額に対する株式報酬の割合については、10%程度に留めることを予定しております。

<株主(71名)からのご提案(第10号議案から第15号議案まで)>

第10号議案 定款一部変更の件(1)

◆提案の内容

第1章 総則に以下の条を新設する。

(取締役、監査役および社外役員の報酬等の個別開示)

第6条 取締役、監査役および社外役員の報酬額は、事業年度毎にそれぞれの役員毎に報酬区分とともにその金額等を開示し、その算定基準に対する算定理由を明らかにする。

(以下の各条数については1条ずつ繰り下げる)

◆提案の理由

役員報酬の個別開示を求める議案に対しては、昨年、一昨年とも3割近い賛成を得ている。

当社の取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他で構成する人事会議および社長と独立 社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議することになっているが、結局は自分達の 報酬を自分達で話し合って決めているにすぎない。

当社は、関西電力および東邦ガスとのカルテルが認定され、昨年公正取引委員会から201億円余の 課徴金納付命令を受けて損失計上せざるをえなくなった。また、関西電力とのカルテルでは、これに 関わったとされる取締役14人が株主代表訴訟を起こされている。こうした事態を引き起こした責任 やそれぞれの事業の成果が適切に報酬に反映されているのか、総額だけの開示では投資家は確認の しようがない。

役員報酬の個別開示は,海外先進国では広く行われており,グローバルスタンダードになりつつ ある。当社も率先して開示を行うべきである。

○取締役会の意見

当社は、法令にもとづき、取締役、監査役および社外役員それぞれの報酬等の種類別の総額および員数を事業報告において適正に開示しております。

取締役の各役位の報酬総額は、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」にもとづき、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の総報酬の中位水準となるよう設定しております。各取締役の報酬は、経営目標の達成度合い、重点施策の取り組み状況・成果および個人の業績などを踏まえ、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会から授権された社長が決定しております。また、各監査役の報酬は、監査役会における監査役全員の協議により決定しております。これらにより報酬等の決定についての公正・透明性は確保されております。

第11号議案 定款一部変更の件(2)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

- 第〇章 監査等委員会
- 第○条 監査等委員にはすべて社外取締役をあてる。
- 第○条 監査等委員会の株主への監査報告では、監査の案件ごとに監査等委員の意見、その結果を、 個別に、具体的に明らかにする。

◆提案の理由

昨年、当社監査役らは、関西電力とのカルテルで公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたことについて、株主から取締役らの責任を追及する訴訟を求められたにも関わらず、それを行わなかった。 そのため株主代表訴訟を起こされることとなった。

また、東邦ガスとのカルテルについても公正取引委員会から認定され処分が確定した。

子会社シーテックの風力発電計画をめぐる住民への人権侵害行為については、住民が裁判の中でも明らかにしているが、反省が見られない。

更に子会社の中電ミライズの出向社員が社長を務めるCDエナジーダイレクトでは、違法な販売活動により消費者庁から行政処分を受けるに至った。

こうした事案を見ると、当社の業務監査体制が十分機能しているのか疑問である。

当社は、今期株主総会を経て、監査等委員会設置会社になり、監査体制を強化するとのことであるので、監査等委員にはよりいっそう緊張感をもって業務に当たれるよう提案する。

○取締役会の意見

当社では、各監査役が公正・客観的な視点で、リスクの把握・適切な評価をしたうえで、取締役の職務の執行を監査しており、監査役会による監査報告も、法令にもとづき適正に作成されております。また、各監査役が、内部監査部門、内部統制部門および会計監査人と緊密に連携するとともに、社外取締役とも意見交換を適宜行うなどしており、これらを通じて、監査の実効性も確保されております。

監査等委員会設置会社に移行した後も、社内の業務に精通した常勤の監査等委員が、過半数を 占める社外の監査等委員と適宜連携することで、監査等委員会による監査の質の向上が図られる ものと考えております。

第12号議案 定款一部変更の件(3)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第○章 令和6年能登半島地震被害救済

第○条 本会社は、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の震源近くにおいて珠洲原発建設を計画していたが、住民の反対により2003年に同計画を凍結した経緯がある。同計画が実現し、原発が稼働していた場合、令和6年能登半島地震による被害は免れなかった。本会社は、同計画により住民を翻弄したことを真摯に反省するとともに、計画を凍結に導いた住民に感謝の意を表する。そして、反省と感謝を形にするため、直近の事業年度末時点における剰余金の25%に相当する金額を、日本赤十字社を通じて「令和6年能登半島地震災害義援金」として同義援金募集中に支出する。

◆提案の理由

2024年1月1日に発生し、甚大な被害をもたらした「令和6年能登半島地震」の震源は、かつて当社が珠洲市において原発建設を計画していた地のすぐそばであった。もしも、この地に原発を建設しており、その稼働中に今回の地震が襲ったとしたら、地盤の隆起や強い揺れ、津波等により過酷事故を起こし、能登半島の人々は地震の被害で避難も屋内退避もできない状況におかれた可能性がある。当社の珠洲原発建設計画により住民のみなさまを翻弄したことを真摯に反省するとともに、計画に反対し、計画を凍結に導いてくださった住民のみなさまに感謝を表する。反省と感謝を形にするため、剰余金の25%に相当する金額を日本赤十字社を通じて「令和6年能登半島地震災害義援金」として寄付する。なお、電力会社による自治体への直接的な寄付が、電力事業への協力を求める圧力となることを避けるため、日本赤十字社を通じての寄付とする。

○取締役会の意見

2024年1月に発生した能登半島地震により被災されたみなさまには、心よりお見舞い申しあげます。中部電力グループは、北陸電力送配電株式会社の要請にもとづき、被災エリアの電力復旧に向け、延べ2,000人を超える応援派遣などを行いました。また、被災地のみなさまの復興にお役立ていただくため、日本赤十字社への寄付なども行っております。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。 したがいまして、**取締役会は本議案に反対いたします**。

第13号議案 定款一部変更の件(4)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第○章 原子力発電事業からの撤退

第○条本会社は、住民の安全性が確保できない原子力発電事業から撤退する。

◆提案の理由

現在の原子力災害対策指針とそれに基づく自治体の原子力防災計画(避難計画)は現実的ではないことが能登半島地震により証明された。自然災害と原発事故が重なる複合災害の場合でも、被ばくは避けなければならない。しかし、能登半島地震では、通信の断絶、家屋の倒壊、避難道路の寸断などが発生し、避難ができないので、原発事故が起きれば被ばくは避けられないことが分かった。

また、この地震の震源は、当社が計画していた珠洲原発の建設予定地極近傍である。計画を止めてくれた住民に当社は感謝するとともに、注目していなかった近傍の活断層が連動して大きな地震になったことを教訓としなければならない。

当社の浜岡原発は、将来起きるとされる南海トラフ巨大地震の想定震源域にあり、東海道新幹線や東名高速道路にも近く、放射能放出事故になれば長期にわたって日本が真っ二つに分断される危険性がある。したがって浜岡原発は全機廃炉にすべきである。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より、災害の教訓や国内外の先進事例などの知見も踏まえ、 自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、新規制基準を踏まえて、さらなる安全 性向上対策を着実に実施しております。加えて、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、 住民避難を含む緊急時対応の充実強化に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

今後も、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提 に浜岡原子力発電所の再稼動に向けて取り組んでまいります。

第14号議案 定款一部変更の件(5)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

- 第○章 浜岡原子力発電所の廃止
- 第○条 本会社は、南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所の全部を廃止する。
 - ② 現存する使用済み核燃料は、地震・津波によっても安全性が損なわれないような設備で保管・管理する。

◆提案の理由

能登半島地震は、地震列島・日本では、「原発立地の適地」はありえないことを明白に示した。 どこであろうとも大地震・大津波に襲われる可能性を否定できない。

とりわけ浜岡原発は南海トラフ巨大地震の想定震源域に立地しており,基準地震動の適否・大小 を論じる以前に,存在すること自体が危険なのである。耐震設備や津波対策にどんなに巨額の資金 を注ぎ込んでも「安全」を担保することは不可能である。

約4千億円かけて造った高さ22mの防波壁も、想定される最大の津波高が25.2mとなった今では、 もはや万全と言えなくなった。浜岡原発3号機は既に運転開始から37年が経ち老朽化も進んでいる。 企業としての社会的責任を果たす見地からも、利益を追求する見地からも、浜岡原発の一刻も 早い廃止を決断し、廃炉作業に着手すべきである。

浜岡原発は13年間停止中だが、当社は今期、過去最高の純利益を上げている。危険な原発を動かす必要はない。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

浜岡原子力発電所においては、従前より、災害の教訓や国内外の先進事例などの知見も踏まえ、 自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでおり、新規制基準を踏まえて、さらなる安全 性向上対策を着実に実施しております。また、これまでも必要な点検を実施しながら、適切に機器 の取り替えなどを実施し機能維持を行っております。今後も新規制基準への対応にとどまることなく、 安全性をより一層高める取り組みを継続的に進めてまいります。また、使用済燃料についても、 適切に貯蔵・管理してまいります。

第15号議案 定款一部変更の件(6)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

- 第○章 プルトニウムの分離・抽出、使用及び他者への売却・譲渡
- 第○条本会社は、使用済み核燃料からのプルトニウムの分離・抽出を行わない。
 - ② 再処理で分離・抽出したプルトニウムを加工したMOX燃料は使用しない。
 - ③ 既に分離・抽出したプルトニウムを他者に売却又は譲渡してはならない。

◆提案の理由

核燃料サイクルの要の一つの高速増殖炉計画は消滅し、六ケ所再処理工場の竣工時期も27回目の延期が確実となった。軽水炉でのプルトニウム利用はコスト的にも後始末の厄介さからも全くメリットがない。これ以上の分離・抽出は、電源計画を硬直化させ柔軟な経営を阻害する。

また、当社が保有する核分裂性プルトニウムは、MOX燃料として加工し浜岡原発4号機と電源開発(株)の大間原発で消費する計画であるが、2原発の稼働が見通せないことや英国ではMOX燃料加工ができないことから、当社保有分を九州電力の大間譲渡分として東京電力と共同で提供すること、また仏国で管理するプルトニウムを東京電力等5社共同で四国電力と九州電力の英国管理分と交換することが決まった。

他社であってもプルサーマル発電でプルトニウムを消費することは極めて危険であるうえ、核 物質管理の面からもプルトニウムの売却・譲渡は避けるべきであるため、この章を新設する。

○取締役会の意見

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。さらに、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルを確立することが重要と考えております。

使用済MOX燃料を含むすべての使用済燃料の再処理については、再処理等拠出金制度のもと、使用済燃料再処理・廃炉推進機構が資金を安定的に確保し、適切かつ効率的に原子燃料サイクル事業を実施していくこととしております。

使用済燃料を再処理して回収したプルトニウムについては、2018年7月に原子力委員会が決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」にもとづき、MOX燃料に加工することで適切に消費するとともに、他の事業者と連携・協力して国全体の海外保有分の削減に取り組んでまいります。

<株主(2名)からのご提案(第16号議案)>

第16号議案 定款一部変更の件

◆提案の内容

以下の条項を、本会社の定款に追加的に規定する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の指名(気候変動関連の事業リスク及び事業機会の効果的な管理のための取締役のコンピテンシー))

第 ○ 条 本会社は、本会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴う事業リスク及び事業機会を踏まえ、 取締役会全体の知識、経験及び能力の適切なバランス及び多様性に留意しつつ、気候変動関連の事業リスク 及び事業機会の管理が本会社の中核的な経営戦略に確実に組み込まれるよう、取締役の指名及び取締役会の 実効性評価に関する方針及び手続を策定し、開示する。

◆提案の理由

本提案は、本会社の取締役会が気候変動関連の事業リスク及び事業機会の適切な監督能力を備えているかについて、株主が評価する上で必要な情報の開示を求めるものである。

中部電力グループは化石燃料関連事業の拡大戦略により重大な移行リスクに晒されているが、取締役会が 当該リスク低減の責務を果たし得るか、現状株主は評価できず、株主自らも当該リスクに晒されている。取締役 会が気候変動に伴う事業リスク及び事業機会を適切に監督するには、気候科学やバリューチェーン全体にわたる 低炭素化等に関する専門性が必要である。

本提案は、日本のコーポレートガバナンス・コード及び投資家団体(CA100+等)や国際サステナビリティ 基準審議会(ISSB)等を通じて投資家が求める情報開示に合致する。

本提案の可決により、本会社は脱炭素経済への移行に伴う事業リスク及び事業機会を適切に管理し、企業価値を維持することが可能となる。

○取締役会の意見

中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO2排出量ネット・ゼロに挑戦するゼロエミチャレンジ2050を掲げ、水素やアンモニアの新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切にトランジション(脱炭素化に向けた移行)を進めてまいります。

当社は、取締役会の構成、規模について、「脱炭素社会実現」への貢献も含めた経営諸課題を総合的に勘案したうえで、22頁に記載の取締役に求める専門性および経験として、「電力供給・環境に資する技術」の項目も含めた8項目を設定し、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスを踏まえ決定しております。取締役会においては、気候変動に関する事業リスクと事業機会について、取締役会メンバーで定期的に議論・意見交換を実施し、経営計画に反映しております。

また、当社は、年1回、全取締役および全監査役に対し、気候変動などを含めた全社的なリスクに関する議論の充実度についてアンケートを行うなどして、取締役会の実効性を評価し、これにもとづく取り組みを実施しております。さらに、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に沿って、脱炭素化の移行段階に応じた最新の情報をもとに、気候変動にかかるリスク・機会がもたらす影響を評価し、当該評価にもとづく取り組みを実施しております。これらの評価および取り組みにつきましては、中部電力グループレポートなどに掲載しております。今後もみなさまのご意見を踏まえ、開示の充実に努めてまいります。

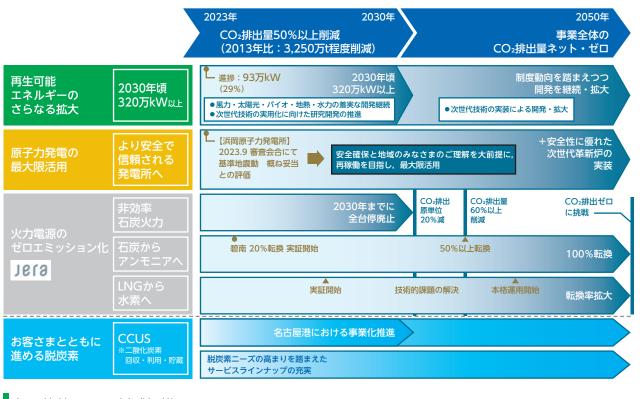
このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

ご参考 脱炭素社会実現に向けて

中部電力グループは、**脱炭素社会の実現に向け、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050および JERAゼロエミッション2050**を策定し、**再生可能エネルギーの拡大**や、**水素・アンモニアサプライチェーンの構築**を含む**ゼロエミッション電源の追求**などに取り組んでおります。

2023年度には、取締役の業績連動報酬の評価項目にCO₂排出量削減目標の達成度合いを新たに組み込みました。今後も適切なガバナンスのもと脱炭素社会の実現に向けた取り組みとその開示を進めてまいります。



主な施策のCO2削減規模

浜岡原子力発電所の活用

非効率石炭火力電源の調達見直し
石炭火力へのアンモニア転換推進

約 800~900万t

非効率石炭火力を 他電源に代替した場合

約 400~500万t

100万kW級石炭火力1〜2基に アンモニア20%転換した場合

約 100~200万t

单位: 万t-CO₂/年

開示における取組状況(TCFD等)

取締役会においては、気候変動に関する事業リスクと事業機会について、取締役会メンバーで定期的に 議論・意見交換を実施し、その内容を脱炭素化に向けた取り組みのロードマップなどを通じて経営計画に 反映しております。

取締役会・ゼロエミッション推進会議での気候変動に係る主な議論内容/回数 (2023年6月~2024年5月)

取締役会:8回 (取締役意見交換会含)

(注) 定期的に全取締役および 全監査役の間で意見交換会を実施

ゼロエミッション 推進会議:2回

(主な議論内容)

- ●脱炭素化に向けた取り組みのロードマップの方向性
- ●2030年目標の達成見込み
- ●発電ポートフォリオの在り方
- ●役員報酬への気候変動対応項目の組み込み
- ●グループ全体での脱炭素戦略
- ●排出量取引制度(GX-ETS)
- ●脱炭素関連課題の確認. 目標設定

当社は2019年にTCFDに賛同を表明し、以降、適宜、開示を進めてきております。

2023年度は、9月に発行した「中部電力グループレポート2023」やESGデータ集にて各会議体における 気候変動に係る審議状況や、CO2削減貢献量の定量化など、開示を充実いたしました。

2024年度は、当社の今後の取り組みやこれまでの成果をより具体的にお伝えできるよう、グループレポートなどにて2030年販売電力由来CO2排出量の目標達成へ向けた電源開発と電力販売両面での取り組みの記載、2050年CO2排出量ネット・ゼロ達成に向けたロードマップの詳細化・情報追加など、開示を充実していく予定です。

また,今年度のグループレポートでは,TCFDと合わせて気候変動以外の自然資本や生物多様性も広く分析対象とするTNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)にもとづく情報開示も新たに実施する予定です。

	2023年度	2024年度(予定)
追加 • 充実 開示事項	 取締役業績連動報酬の評価項目へのCO₂排出量削減目標達成度合いの組み込み 各会議体における気候変動に係る審議状況 短中期財務影響の定量化 財務影響額,時間軸の定義 火力発電資産の耐性に係る分析の具体化 CO₂削減貢献量の定量化(アンモニア転換) GXリーグへの参画に伴う目標設定(短中期目標) 脱炭素事業への投資額および収益ならびに研究開発投資額 	●発行済グリーンボンドの環境改善効果(効果総括) ●GXリーグ目標の進捗状況 ●2030年販売電力由来CO₂排出量の目標達成へ向けた取り組み内容(拡充) ●CO₂排出量ネット・ゼロ達成に向けたロードマップ(拡充) ●TNFD提言にもとづく開示(TCFDとの統合)

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

はじめに、公正取引委員会からの独占禁止法にもとづく課徴金納付命令などの受領に関し、株主のみなさまからの信頼を損なうとともに、多大なご心配をおかけし、心よりお詫び申しあげます。

今後,二度とこのような命令などを受けることがないよう,独占禁止法の遵守をはじめとしたコンプライアンスのさらなる徹底に努めてまいります。

中部電力グループは,お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ,事業環境の変化に応じ,常により高いレベルでの意識と行動を実践してまいりますので,引き続きご指導とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

事業報告の内容を分かりやすくお伝えするため、当社ホームページ上で、映像とナレーションによる ビデオ映像を公開いたしておりますので、以下をご参照ください。

https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/

2023年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴う社会経済活動の正常化の進展などにより、景気は緩やかな回復が継続しました。一方で、世界的な金融引き締めなどにより、景気の下振れが懸念されております。

燃料価格につきましては、2021年から2022年頃には過去に例を見ない水準まで高騰し、一時的にLNGなどの供給不足が危ぶまれる事態となりました。それ以降、落ち着きを見せ、足元では低位に推移しておりますが、引き続き、地政学リスクなどにより、ボラティリティ(変動性)・不確実性が高い状態が継続しております。また、再生可能エネルギーの大量導入による電気の流れの複雑化や、需給調整に関わる市場構造の複雑化により、適切な電力品質の維持が難しくなってきております。

長期的には、生成AIなどを活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)の進展などにより、電力需要の増加が見込まれております。脱炭素化に向けては、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX(グリーントランスフォーメーション)推進戦略)

が閣議決定されるなど、2050年カーボンニュートラル実現への取り組みが進められており、社会構造そのものが大きく変容していくことが見込まれます。

これらを背景に、あらためて「S (安全性) +3E (安定・安価・環境への適合)」を実現する安定供給メカニズムの再構築に向け、電力システム改革全体の検証が進められております。



このような中、当社は、経営ビジョン2.0の達成に向けグループー体となって、電力の安定供給の確保と脱炭素化された安心で安全な分散・循環型社会の実現、事業構造の変革を通じた新たな収益源の獲得・拡大に取り組んでおります。

2023年度の電力供給につきましては、水力発電所の安定的な運用や、JERAによる継続的な燃料確保に取り組むとともに、送変電設備や周波数変換所などの運転・保守を確実に実施することにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。

また、2024年1月に発生した能登半島地震においては、北陸電力送配電株式会社の要請にもとづき、被災エリアの電力復旧に向け、延べ2,000人を超える応援派遣などを行いました。

浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めております。

3・4号機については、原子力規制委員会による新規制 基準への適合性確認審査を受けており、2023年9月の 審査会合において、基準地震動については概ね妥当と 評価されました。基準津波の審査についても着実に進捗 しており、審査において了承が得られた後は、プラント 関係の審査などに対応するとともに、審査対応などに より必要となった追加の設備対策についても、可能な限り 早期に実施してまいります。

また、現場対応力の強化に向けた教育・訓練の充実や 防災体制の整備を図るとともに、住民避難を含む緊急時 対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層 強化しております。

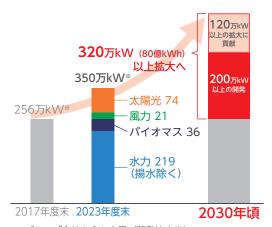
加えて、経営層が原子力安全のリスク評価・対応策を審議する枠組みを構築し、ガバナンスやリスクマネジメントの強化を図っております。また、社外有識者の知見を安全性向上に活用するため、アドバイザリーボードを設置し、経営的観点および現場における技術的観点から、それぞれアドバイスをいただいております。

これらの取り組みを通じて、浜岡原子力発電所の再稼働への歩みを確実に進めてまいります。

再生可能エネルギーの拡大につきましては、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW(80億kWh)以上の拡大に貢献」の目標達成に向け、グループ一体となって取り組んでおり、2023年度末時点における進捗は、グループ全体で目標の320万kWに対して約93万kW(29%程度)となっております。



浜岡原子力発電所

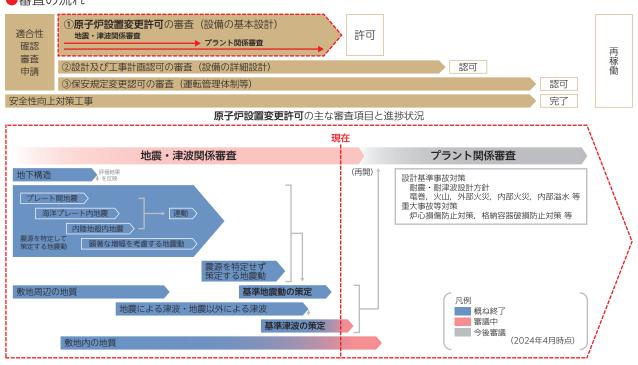


※ グループ会社を含む容量 (開発決定後)

ご参考 新規制基準適合性確認審査への対応

福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、原子力規制委員会が設置され新規制基準が施行されました(2013年7月)。新規制基準への適合性確認審査は、下図①、②、③があり、事業者からの申請後、原子力規制委員会が段階的に実施します。地震・津波関係の審査で基準地震動・基準津波(安全上重要な施設の耐震・耐津波安全性を確保するうえでの基準となるもの)が概ね妥当との評価を受けた後は、地震や津波などの審査結果を踏まえた、プラント関係の審査に移行します。

●審査の流れ



審査会合開催状況については、以下ページをご覧ください。

https://www.chuden.co.jp/energy/nuclear/hamaoka/anzen/shinkisei/shinsajokyo/

2023年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高(営業収益)は、燃料費調整額(燃調収入)等の減少などから、前年度と比べ9.4%減少し3兆6,104億円となりました。

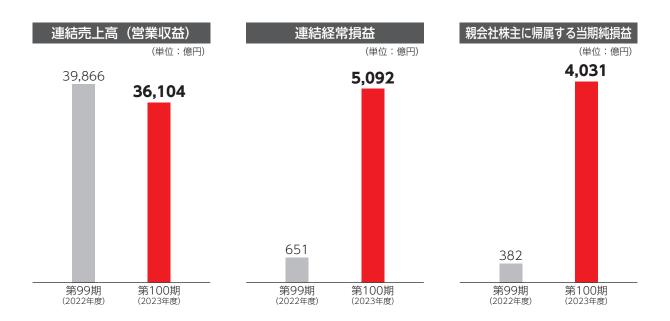
連結経常損益は、燃料価格等の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれについて差損から 差益に転じたことや、中部電力ミライズにおける電源調達価格の低下、中部電力パワーグリッドに おける需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の減少などから、前年度と比べ 7.8倍増の5,092億円の利益となりました。

なお、期ずれを除いた連結経常損益は、3,710億円程度の利益と、前年度と比べ2,150億円程度の 増益となりました。

また、政策保有株式の一部を売却したことなどにより有価証券売却益92億円を特別利益に計上した 一方、子会社における固定資産の減損損失126億円や独占禁止法関連損失26百万円を特別損失に計上 しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は、前年度と比べ10.5倍増の4.031億円の利益となりました。

2023年度の収支状況や業績の詳細につきましては、以下をご参照ください。 https://www.chuden.co.jp/ir/ir_siryo/kessan/



各セグメント別の業績(内部取引消去前)につきましては、次(43頁から45頁)のとおりであります。

ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

(事業の内容)

電力・ガスの販売と各種サービスの提供

(業績)

2023年度の中部電力ミライズの販売電力量は、産業用電力の需要減などはあるものの、中部エリア内での標準メニューの受付再開による契約増加などから、前年度と比べ1.3%増加し1,038億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社,関連会社の合計の販売電力量は,他事業者への切り替え影響などから,前年度と比べ1.6%減少し1,111億kWhとなりました。

売上高につきましては、燃調収入の減少などから、前年度と比べ 6.5%減少し2兆8,892億円となりました。

経常損益は、電源調達価格の低下などから、前年度と比べ3.1倍増の2,038億円の利益となりました。

[2023年度の取り組み]

電気・ガスなどのお届けを通じて築いてきたお客さまとのつながりを もとに、お客さまのくらしを豊かにするサービスや、ビジネス上の課題 解決を実現するサービスを提供し、新たな価値をお届けしております。

お客さまの日常のくらしやライフイベントにおける多様なニーズにお応えするため、子会社の中部電力ミライズコネクトが家族の絆やつながりを育む「くらしサービス」などを提供しております。 脱炭素社会の実現に向けては、CO2フリー電気をお届けする「ミライズGreenでんき」、初期費用やメンテナンス費用をお支払いいただくことなく太陽光発電をご利用いただけるサービス「カテエネリース」、電気を効率的にご利用いただくためのデマンドレスポンスサービス「NACHARGE」などを提供しております。加えて、2024年2月には、来店者・従業員用の駐車場を所有する法人のお客さまを対象としたEV充電サービス「treev」の提供を開始いたしました。今後もお客さまと一体となって、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、燃料価格のボラティリティが高い中においても、お客さまに安定して電気をお届けするため、2022年11月に低圧の一部料金メニューの燃料費調整制度の変更、2023年4月に特別高圧・高圧の標準料金メニューの見直しを行いましたが、その後の経営環境の改善を踏まえ、負担軽減策を実施いたしました。具体的には、特別高圧・高圧と一部の低圧のお客さまの電気料金の割引に加え、低圧のお客さまには高い省エネ性能を有する機器への買い替えの支援などを行いました。2024年度においても、同程度の負担軽減策を実施するとともに、お客さまのニーズに応じた魅力的なサービスの開発・提供に努めてまいります。

中部電力ミライズコネクトは、時代の変化とともに多様化するライフスタイル に合わせたくらし全般のサービスを提供し、お客さまに一生涯よりそって まいります。

https://miraiz-connect.co.jp/





経常損益



パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

〔事業の内容〕

電力ネットワークサービスの提供

(業績)

2023年度の中部エリアの需要電力量は、産業用電力の需要減や 省エネ・節電影響などから、前年度と比べ1.3%減少し1,227億kWh となりました。

売上高につきましては、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく 購入電力の卸電力取引市場への販売単価の低下などから、前年度と 比べ18.8%減少し9,065億円となりました。

経常損益は、需要電力量の減少に伴う託送収益の減少はあったものの、レベニューキャップ制度導入に伴う託送料金の見直しや、需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の減少などから、前年度と比べ13.6倍増の956億円の利益となりました。

〔2023年度の取り組み〕

再生可能エネルギーの大量導入に伴う電源ポートフォリオの変化 や、需給調整に関わる市場構造の複雑化などの影響により、需給

バランスが厳しい状況がありましたが、お客さまや他の一般送配電事業者との連携も含めた系統運用・ 需給調整により周波数や電圧を適切に維持するとともに、日々の設備保守を確実に行うことで、中部 エリアの安定供給に加え、全国の安定供給にも寄与してまいりました。

また、電力系統設備・運用の高度化や各種研究・実証に取り組むとともに、全国規模での最適な経済 運用・レジリエンス確保を目的とする次期中央給電指令所システムの開発や、他エリアとの電力融通の 拡大に向けた設備増強を着実に進めるなど、電力の安定供給と脱炭素社会の両立に向けた取り組みに 努めております。

さらに、地域ごとの電力需給の多様化や、自治体をはじめとするお客さまのニーズに迅速かつ適切に対応するため、支社の再編などの組織見直しを行いました。各支社では、地域ごとのデータ分析にもとづくさらなる設備投資の効率化やレジリエンスの向上、自治体の脱炭素化活動の支援、電力系統への早期接続など、サービスの拡大に取り組んでおります。

今後も、中部電力パワーグリッドビジョンの実現に向け、地域の未来像実現に貢献してまいります。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みの1つとして、岐阜県本巣市において系統用蓄電池の活用による電力潮流の変動抑制などを目指すための実証試験を実施しております。 詳細につきましては、以下をご参照ください。

https://powergrid.chuden.co.jp/news/press/1212299_3281.html



(単位:億円)



経常損益

Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、関連会社)

[事業の内容]

燃料上流・調達から発電、電力・ガスの販売

〔JERAによる当社業績への影響〕

JERAによる当社連結経常損益への影響は、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの 期ずれについて差損から差益に転じたことなどから、前年度と比べ2,031億円改善し1,788億円の 利益となりました。なお、期ずれを除いたJERAによる連結経常損益への影響は540億円程度の 利益となりました。

(注1) JERAは持分法適用関連会社のため、JERAの売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

[2023年度の取り組み]

燃料上流・調達から発電、電力・ガス販売にいたるバリューチェーンの最適運用、効率的運営に 努めつつ、安定的な燃料調達などエネルギーの安定供給確保における重要な役割も担っております。

燃料制約や需給ひっ迫の回避に向けては、最新鋭の火力発電設備へのリプレース、休止火力発電所の再稼働を通じ、安定的な供給力の確保に取り組むとともに、需給変化を迅速に捉え、JERAの子会社である JERA Global Marketsを通じた機動的な調達により、安定的な燃料確保に努めてまいりました。 また、エネルギーの安定供給を確保しながら、2050年時点で国内外の事業から排出される CO_2 を実質ゼロとする JERA ゼロエミッション2050に向けた取り組みを進めております。

まずは発電時にCO₂を排出しない燃料であるアンモニア転換の技術確立を目指し、碧南火力発電所4号機において、アンモニア20%転換の実証試験に着手しております。さらに、燃料アンモニアの製造や調達、輸送に向けた協業の検討を進めるなどサプライチェーン構築にも取り組んでおります。

2024年1月31日に発生した武豊火力発電所の火災事故につきましては、事故調査委員会の徹底的な調査・分析により判明した事故原因を踏まえ、再発防止策を講じたうえで、早期の復旧を目指してまいります。

(注2) JERAゼロエミッション2050は、脱炭素技術の着実な進展と経済合理性、政策との整合性を前提としております。 JERAは、引き続き、自ら脱炭素技術の開発を進め、経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



JERAゼロエミッション2050の詳細やその達成に向けた取り組みにつきましては、以下をご参照ください。

https://www.jera.co.jp/corporate/about/zeroemission

(2) 対処すべき課題

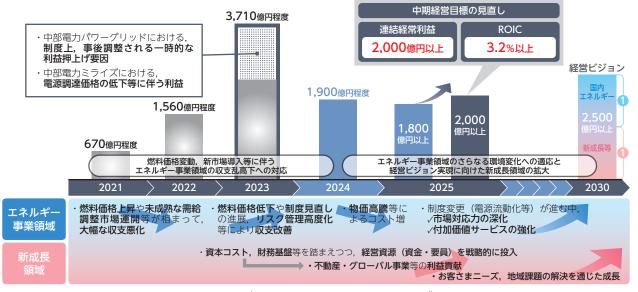
中部電力グループは、経営ビジョン2.0において、2030年度連結経常利益の2,500億円以上への拡大とバランスの取れた事業ポートフォリオの構築を掲げており、大きく変化した燃料・電力市場や今後、制度・政策が見直される中にあっても、利益成長を積極的に追求することを目指しております。2024年4月には、その実現に向けたマイルストーンである中期経営目標を引き上げ、「2025年度の連結経常利益2,000億円以上、ROIC3.2%以上」にいたしました。今後も、国内エネルギー事業において安定的な収支の確保に取り組むとともに、新成長領域やグローバル事業のさらなる拡大などにより持続的な成長を実現することで、その達成を目指してまいります。

将来にわたり選ばれ続ける企業であるために、時宜に応じたお客さまの負担軽減策の実施や利益 成長を踏まえた株主還元などに努めるとともに、事業環境の変化に応じ、経営資源を戦略的に投入 するなど、柔軟に対応し、ステークホルダーのみなさまとともに、中長期的な社会の持続的な発展に 貢献してまいります。

経営ビジョン2.0および中期経営計画の詳細やその進捗状況につきましては、以下をご参照ください。

経営ビジョン: https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/

中期経営計画: https://www.chuden.co.jp/corporate/bus_vision/management/



※燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれを除く

【安全・安価で安定的なエネルギーのお届け】

事業環境が大きく変動する中においても、中部電力グループは、S+3Eの実現を目指してまいります。このため、国際情勢、社会・お客さまのニーズの変化や、国の政策・制度の見直しなどを捉えながら、環境負荷・経済性などの電源ごとの特徴などを考慮した最適な電源ポートフォリオや調達ポートフォリオの構築を目指してまいります。また、デマンドレスポンスのさらなる活用を進めるとともに、電力先物取引や燃料先物取引などのヘッジ手法を適切に組み合わせることで、安全・安価で安定的なエネルギーの確保に努めてまいります。

電力品質の維持に向けては、分散型電源の遠隔制御による需給調整などの技術も組み合わせながら、系統の次世代化を進めてまいります。また、太陽光発電をはじめとした自然変動電源の予測精度向上、他の一般送配電事業者と連携した広域的な需給運用の拡大などにより、中部エリアを中心に全国の安定供給の維持に寄与してまいります。



東京中部間(50・60Hz地域間)を 連系する飛騨変換所(容量90万kW)



能登半島地震 応援派遣

【浜岡原子力発電所の再稼働に向けた取り組み】

浜岡原子力発電所については,「福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない」という固い 決意のもと、安全性向上対策を進めております。

3・4号機については、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査の審査会合において 基準地震動が概ね妥当と評価されました。基準津波の審査も着実に進捗しており、審査において了承が 得られた後は、プラント関係の審査などに対応していくとともに、安全性向上対策の有効性をはじめ浜岡 原子力発電所の安全性に係る理解活動を実施してまいります。

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、 将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用する ことが不可欠であると考えております。

今後も、新規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に浜岡原子力発電所の再稼働に向けて取り組んでまいります。



発電所見学会 (5号機シミュレーター室で説明している様子)



発電所キャラバン (お客さまへ説明している様子)



菊川市放射線防護施設稼働訓練 (放射線測定器を用いて訓練している様子)



可搬型注水設備訓練 (現場で注水ホースを展開している様子)

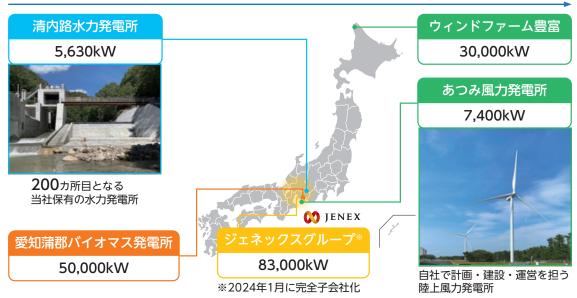
【脱炭素社会実現に向けた取り組み】

中部電力グループは、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050およびJERAゼロエミッション2050にもとづき、再生可能エネルギーの拡大や、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組むとともに、社会・お客さまと一体となって進めるエネルギー利用の電化・脱炭素化を通じて、脱炭素社会の実現を目指しております。また、国の「G X リーグ基本構想」にもとづいて設立された「G X リーグ」に参画し、C O 2排出量削減に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

経営ビジョン2.0で掲げた「2030年頃に保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW (80億kWh) 以上の拡大に貢献」という目標の達成に向け、短期的には太陽光発電、中期的には水力・バイオマス・陸上風力発電、長期的には洋上風力・地熱発電の開発・保有拡大を全国で積極的に推進してまいります。同時に、小規模分散が主体となる太陽光発電については、グループ会社による設備の保守・施工などに加えて、お客さまのお役立ちにつながる付加価値サービスを提供してまいります。これらの事業の推進にあたっては、安全の確保を大前提に、地域のみなさまに丁寧にご説明を行い、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

また、欧州・アジアなどの地域を中心にグローバルな事業展開を行うことで、各国における脱炭素化にも貢献し、グループ全体でカーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

2023年度の主な運転開始地点等



【新しいコミュニティの形の創造に向けた取り組み】

中部電力グループは、エネルギー事業とさまざまなサービスを掛け合わせた新たなサービスをお届けすることで、新たな価値の創出を目指してまいります。

不動産事業については、日本エスコン、中電不動産を中心に、地域の特色を生かしたまちづくりを 進めてまいります。

また、資源循環・上下水道・地域交通・森林経営などの地域インフラ事業については、さまざまなパートナーのみなさまと連携して、分散・循環型社会の実現を通じ、地域課題の解決と脱炭素化に貢献してまいります。

今後も、地域のみなさまやパートナーとの連携を大切にしながら、「新しいコミュニティの形」の創造 に挑戦してまいります。

不動産事業

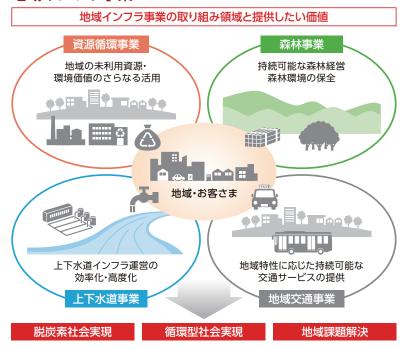


エスコンフィールド北海道 (日本エスコン)



名古屋市瑞穂区でのまちづくりの開発 (中電不動産)

地域インフラ事業



公正取引委員会からの独占禁止法にもとづく課徴金納付命令などにつきましては、株主のみなさまからの信頼を損なうとともに、多大なご心配をおかけし、心よりお詫び申しあげます。

今後、二度とこのような命令などを受けることがないよう、独占禁止法の遵守をはじめとしたコンプライアンス のさらなる徹底に努めてまいります。

中部電力グループは、従前より、企業の社会的責任を果たすため、CSR宣言にもとづき事業活動を進めており、そのことが ESG経営の深化や、SDGSの課題解決に貢献するものと考えております。今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じて、コンプライアンスを徹底することで、CSRを完遂してまいります。

※当社および中部電力ミライズは、2024年3月、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関し、排除措置命令および課徴金納付命令(対象期間2016年11月から2021年6月まで)を受領しました。なお、2023年3月に受領した中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関する排除措置命令および課徴金納付命令(対象期間2018年11月から2020年10月まで)につきましては、2023年9月に取消訴訟を提起しております。

中部電力グループのESGの取り組みにつきましては、以下をご参照ください。https://www.chuden.co.jp/ir/esg/

(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	221億円
パワーグリッド	1,500億円
そ の 他	796億円
内部取引消去	△81億円
	2,436億円

建設中の主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容量
新設	下伊那変電所	60万kVA
増設	東栄変電所	220万kVA
増設	東清水変電所 周波数変換装置	60万kW

③ コマーシャル・ペーパー

発行額 償還額

(4) 資金調達の状況

① 社 債

発行額 250億円

償還額 800億円

② 借入金

借入額 7,539億円

(うち子会社の借入額3,093億円)

返済額 5,600億円

(うち子会社の返済額2,209億円)

(5) 事業の譲渡, 合併等企業再編行為等

当社は、株式会社東芝およびそのグループ会社の企業価値向上を目的とするTB投資事業有限責任組合に、有限責任組合員として2023年9月21日付で1,000億円を出資いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度	第 99 期 2022年度	第 100 期 2023年度
売 上 高 (営 業 収	益)	29,354億円	27,051億円	39,866億円	36,104億円
経常利益または経常損失	(△)	1,922億円	△593億円	651億円	5,092億円
親会社株主に帰属する当期また は 当 期 純 損 失	純利益 (△)	1,472億円	△430億円	382億円	4,031億円
1 株 当 た り 当 期 純 ま た は 当 期 純 損 失	利 益 (△)	194.65円	△56.9円	50.56円	533.17円
——————————— 総 資	産	56,863億円	61,747億円	64,551億円	71,086億円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	4,000百万円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	7,600百万円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・ 運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
CEPO半田バイオマス発電株式会社	499百万円	90.0%	バイオマス発電事業
ダイヤモンドパワー株式会社	120百万円	100.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	40,000百万円	100.0%	一般送配電事業等
中電配電サポート株式会社	30百万円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・ 用地業務等
株式会社日本エスコン	16,519百万円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業
株式会社トーエネック	7,680百万円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーテック	720百万円	100.0%	送電線・変電所・水力発電所等の工事および 電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	240百万円	100.0%	火力・原子力発電所の保修工事
株式会社テクノ中部	120百万円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および 環境関連事業
中電不動産株式会社	100百万円	100.0%	不動産の販売・賃貸および管理
株式会社中電オートリース	100百万円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の 販売
株式会社トーエネックサービス	100百万円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	100百万円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの 開発および保守
株式会社ピカソ	90百万円	100.0%	不動産の賃貸事業
中部精機株式会社	68百万円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
<u> 旭シンクロテック株式会社</u>	40百万円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
_ 中電クラビス株式会社	25百万円	100.0%	広告,防犯カメラ,損害保険代理およびリース
株式会社ジェネックス	25百万円	100.0%	太陽光発電所の開発・運営・保守管理等
株式会社四条大宮ビル	6百万円	100.0%	不動産の賃貸事業

⁽注) 1 株式会社ジェネックスは、2024年1月19日付で、当社の完全子会社である合同会社CEPCO-Rが同社株式の100%を取得し、当社の子会社となりましたので、同社を重要な子会社に追加して記載いたしました。

² 株式会社四条大宮ビルは、2023年7月31日付で、当社の子会社である株式会社日本エスコンが同社株式の100%を取得し、当社の子会社となりましたので、同社を重要な子会社に追加して記載いたしました。

³ 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気やガスなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、海外エネルギー事業、エネルギー事業に関連する建設業・製造業、不動産事業など、さまざまな事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

〔事業所〕

事業所名	所 在 地
本店	愛知県名古屋市
静	静岡県静岡市
	東京都千代田区

[発電所]

区 分	発電所名(所在地)
水力(出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二(愛知県), 奥美濃,高根第一,馬瀬川第一,徳山(以上岐阜県), 平岡(長野県)
原子力	浜岡(静岡県)

② 重要な子会社の本店所在地

会 社 名	本店所在地	
ミライズ		
中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市	
株式会社シーエナジー	愛知県名古屋市	
CEPO半田バイオマス発電株式会社	愛知県半田市	
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区	
パワーグリッド		
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県名古屋市	
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市	
株式会社日本エスコン	東京都港区	
株式会社トーエネック	愛知県名古屋市	

会 社 名	本店所在地
株式会社シーテック	愛知県名古屋市
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
株式会社テクノ中部	愛知県名古屋市
中電不動産株式会社	愛知県名古屋市
株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
株式会社ピカソ	大阪府大阪市
中部精機株式会社	愛知県春日井市
旭シンクロテック株式会社	東京都港区
中電クラビス株式会社	愛知県名古屋市
株式会社ジェネックス	愛知県碧南市
株式会社四条大宮ビル	京都府京都市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
ミ ラ イ ズ	1,673名	97名
パワーグリッド	9,925名	△251名
その他	16,776名	161名
	28,374名	7名

⁽注) 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者,休職者等を除き,当社グループ外から当社グループへの出向者等を含む)を記載しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	2,808億円
株式会社みずほ銀行	2,730億円
株式会社三井住友銀行	2,220億円
明治安田生命保険相互会社	1,980億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,980億円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 経済産業大臣からの電気事業法にもとづく業務改善命令等の受領

中部電力ミライズは、2023年7月14日に経済産業大臣から、競合他社との間で営業上重要な情報などのやり取りをしていたとして、電気事業法にもとづく業務改善命令を受領し、同年7月28日に改善計画を報告いたしました。

また、当社および中部電力ミライズは、2023年7月14日に資源エネルギー庁から、電気事業の健全な発達を実現するための対応を求める指示文書を受領し、同年7月28日に当該対応に関する報告を行いました。

② 中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関する独占禁止法にもとづく排除措置命令および課徴金納付命令等の受領

2024年3月4日,中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、当社は独占禁止法にもとづく課徴金納付命令(1,933万円)を、中部電力ミライズは同法にもとづく排除措置命令および課徴金納付命令(745万円)を、公正取引委員会からそれぞれ受領いたしました。

また、同日、中部電力ミライズは中部地区における家庭用の都市ガス供給等に関して同法にもとづく 警告を、中部電力ミライズおよびその子会社である株式会社シーエナジーは愛知県、岐阜県および三重 県内における液化天然ガスの供給に関して同法にもとづく警告を、公正取引委員会からそれぞれ受領 いたしました。

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数発行済株式の総数

11億9,000万株 7億5.800万株

(2) 株主数

228,209名

(3) 大株主 (上位10名)

株主名	当社への	出資状況
体 主 石	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	106,692千株	14.1%
明治安田生命保険相互会社	35,516千株	4.7%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,903千株	4.5%
日本生命保険相互会社	23,419千株	3.1%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	21,532千株	2.8%
中部電力自社株投資会	17,213千株	2.3%
株式会社三井住友銀行	11,207千株	1.5%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	9,605千株	1.3%
	9,182千株	1.2%
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	8,846千株	1.2%

⁽注) 出資比率は、自己株式 (142万372株) を控除して計算しております。

(4) 職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

	氏名地位、担当および重要な兼職の状況							
	比	~		地位,担当および重要な兼職の状況				
勝!	野		哲	代表取締役会長				
林		欣	吾	代表取締役社長 社 長 執 行 役 員				
水:	谷		仁	代表取締役 経営管理本部長 副社長執行役員 CFO, CCO				
伊	藤	久	德	取 締 役 人財戦略室統括 副社長執行役員 経営戦略本部長 CIO				
伊	原	_	郎	代表取締役 原子力本部長 専務執行役員 CNO				
橋:	本	孝	之	社 外 取 締 役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 三菱ケミカルグループ株式会社社外取締役 デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員				
嶋	尾		Œ	社 外 取 締 役 大同特殊鋼株式会社相談役 名古屋商工会議所会頭				
栗	原	美津	■枝	社 外 取 締 役 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 住友林業株式会社社外取締役				
I	藤	陽	子	社 外 取 締 役 ソフトバンク株式会社社外監査役				

氏 名	地位,担当および重要な兼職の状況
片岡明典	常 任 監 査 役 (常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
澤柳友之	監 査 役 (常勤)
永富史子	社 外 監 査 役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外取締役監査等委員
高 田 坦 史	社 外 監 査 役 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会代表理事 株式会社ブロードリーフ社外取締役
中川清明	社 外 監 査 役 弁護士

(注) 1 2024年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏 名	地 位	担 当
水谷仁	代 表 取 締 役 副社長執行役員	経営管理本部長 CFO
伊原一郎	代表取締役	原子力本部長 CNO
伊藤久德	取 締 役	_

- 2 林欣吾氏は、2024年4月1日付で電気事業連合会会長に就任しております。
- 3 伊藤久徳氏は、2024年4月1日付で株式会社中電シーティーアイ代表取締役社長執行役員に就任しております。
- 4 片岡明典氏は、当社の副社長執行役員として経理室・経理センターを統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断 基準(23頁参照)を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、 当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、 届け出ております。
- 6 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

- 7 当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役および監査役全員との間で締結し、同項第1号の費用および第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役または各監査役に対して責任追及等を行う場合(株主代表訴訟による場合を除きます。)の費用については補償対象外とするとともに、各取締役または各監査役がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。
- 8 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を塡補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は塡補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者、社外派遣役員であり、保険料は当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が全額を負担しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

①「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2023年11月28日開催の第1003回取締役会におきまして、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」(以下、(2)において「決定方針」といいます。)を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

【取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

1 基本方針 (報酬の構成内容・水準、全般的な手続き)

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与(短期インセンティブ報酬)および業績連動型株式報酬(中長期インセンティブ報酬)で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることを踏まえ、その報酬は 月例報酬のみとし、会社業績による影響を限定する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業 役員の総報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および 社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

3 業績連動賞与(短期インセンティブ報酬)に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益(燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。)を指標とする。

なお、上記指標に加え、重点施策の取り組み状況および成果とともに、会長および社長の業績連動 賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および 各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

4 業績連動型株式報酬(中長期インセンティブ報酬)に関する方針

業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成する。これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合い、および中長期的な重点施策の成果を踏まえ確定する。取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとする。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、 取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

- 5 月例報酬,業績連動賞与,業績連動型株式報酬の割合に関する方針 代表取締役および業務執行取締役の月例報酬,業績連動賞与および業績連動型株式報酬の報酬 全体に占める割合は,上場他企業の平均的な水準を踏まえ,経営目標達成時において,それぞれ6割 程度,3割程度および1割程度とする。
- 6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬(月例報酬,業績連動賞与,業績連動型株式報酬)に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員 区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額9億円 (うち社外取締役分は84百万円)	2018年6月27日	 12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動型株式報酬	4事業年度ごとに5億3千万円 4事業年度ごとに付与される ポイントの上限に相当する 株式数47万株	2022年6月28日	5名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	月額20百万円	2006年6月28日	7名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役の個人別の報酬額(月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬)の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしており、また、同氏が取締役の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続を経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

〔報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数〕

人事会議	指名・報酬等検討会議
10回	70

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等	対象となる員数		
役員区分	(百万円)	月例報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	(名)
取締役	435	274	113	46	9
監査役	121	121	_	_	7
うち社外役員	102	102	_	_	8

- (注) 1 上記の報酬の額には、第99期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名に対する報酬の額が含まれております。
 - 2 上記の業績連動賞与および業績連動型株式報酬の対象となる員数は、5名であります。
 - 3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益 (燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「④」において同じ。)を指標 としております。その目標は2,000億円(2023年4月の業績見通し値)であり、2023年度の実績は3,710億円程度であり ます。上記指標に加えて、当社の重点施策である戦略的投資領域の取り組み状況および成果とともに、会長および社長に おいては、連結当期純利益を、その他の取締役においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定して おります。
 - 4 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績に連動するポイントは、4事業年度ごとに確定することとしており、経営目標である2025年度終了時の連結経常利益および当社の中長期的な重点施策であるCO₂排出量(GXリーグに登録した2025年度目標)の達成度合いを踏まえ確定します。

取締役に重大な不正・違反行為などが生じた場合、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとしております。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給します。

上記の業績連動型株式報酬の総額は、2023年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区 分	氏	名	主な活動状況		
	橋本	孝之	当事業年度に開催した29回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。		
ታ ∔ ሴኒ ፑቪ ሂ፰ ⟨ፖ	嶋尾	正	当事業年度に開催した29回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。		
社外取締役	栗原	美津枝	当事業年度に開催した29回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。		
	工藤	陽子	当事業年度に開催した29回の取締役会のすべてに出席し、主に会計・財務分野の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した12回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。		
	永 冨	史 子	当事業年度に開催した29回の取締役会,24回の監査役会のすべてに出席し, 主に法律の専門家の見地から発言を行っております。		
社外監査役	高田	坦史	当事業年度に開催した29回の取締役会,24回の監査役会のすべてに出席し, 主に企業経営者の見地から発言を行っております。		
	中川	清明	当事業年度中,2023年6月28日就任後に開催した23回の取締役会,19回の 監査役会のすべてに出席し,主に法律の専門家の見地から発言を行っております。		

⁽注) 「1 企業集団の現況に関する事項」の「(2) 対処すべき課題」および「(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載の公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令等の受領に係る件などにつきましては、社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会等において、内部統制システムの整備・運用状況の確認・監査やグループガバナンスの視点に立った提言を行っているほか、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた取り組みの内容を確認し、適宜助言等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位:百万円)

区 分	支払額
①報酬等の額	90
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	315

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等に つき、会社法第399条の同意を行っております。
 - 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 3 当社の重要な子会社のうち、株式会社日本エスコンは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元に努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の	部	負債及び純資産の部		
科目	金額	科目	金額	
固定資産	5,818,743	固定負債	3,115,679	
電気事業固定資産	2,386,877	社 債	728,039	
水力発電設備	283,271	長期借入金	1,750,583	
原子力発電設備	130,024	原子力発電所運転終了関連損失引当金	4,276	
送 電 設 備	558,015	退職給付に係る負債	125,769	
変 電 設 備	435,289	資 産 除 去 債 務	294,388	
配 電 設 備	801,676	その他の固定負債	212,621	
業務設備	155,508	流動負債	1,296,356	
その他の電気事業固定資産	23,091	1年以内に期限到来の固定負債	282,510	
その他の固定資産	487,425	短 期 借 入 金	319,534	
固定資産仮勘定	464,394	支払手形及び買掛金	271,297	
建設仮勘定及び除却仮勘定	391,285	未 払 税 金	90,587	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	73,109	その他の流動負債	332,427	
核燃料	198,743	引 当 金	1,509	
装 荷 核 燃 料	40,040	渇 水 準 備 引 当 金	1,509	
加工中等核燃料	158,702	負債合計	4,413,545	
投資その他の資産	2,281,302			
長 期 投 資	308,758	株主資本	2,256,939	
関係会社長期投資	1,785,977	資 本 金	430,777	
退職給付に係る資産	7,651	資 本 剰 余 金	70,522	
繰 延 税 金 資 産	153,725	利 益 剰 余 金	1,758,430	
その他の投資等	30,595	自 己 株 式	△ 2,790	
貸倒引当金(貸方)	△ 5,406	その他の包括利益累計額	328,512	
流動資産	1,289,873	その他有価証券評価差額金	21,330	
現金及び預金	390,806	繰延ヘッジ損益	80,509	
受取手形、売掛金及び契約資産	353,997	為替換算調整勘定	228,657	
棚 卸 資 産	270,501	退職給付に係る調整累計額	△ 1,984	
その他の流動資産	275,792	新株 予約権	0	
貸倒引当金(貸方)	△ 1,223	非支配株主持分	109,618	
		純資産合計	2,695,071	
合 計	7,108,617	合 計	7,108,617	

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用の計	部	収益の部	
科目	金 額	科目	金 額
営 業 費 用	3,267,074	営 業 収 益	3,610,414
電気事業営業費用	2,668,503	電気事業営業収益	2,961,364
その他事業営業費用	598,571	その他事業営業収益	649,050
営業 利益	(343,339)		
営業外費用	33,515	営業外収益	199,471
支 払 利 息	21,576	受 取 配 当 金	1,460
その他の営業外費用	11,938	受 取 利 息	219
		持分法による投資利益	188,745
		その他の営業外収益	9,046
当期経常費用合計	3,300,589	当期経常収益合計	3,809,885
当期経常利益	509,295		
渇水準備金引当又は取崩し	△ 164		
渇水準備引当金取崩し (貸方)	△ 164		
特別損失	12,649	特別利益	9,208
減 損 損 失	12,622	有 価 証 券 売 却 益	9,208
独占禁止法関連損失	26		
税金等調整前当期純利益	506,019		
法人税等	94,872		
法 人 税 等	72,402		
法人税等調整額	22,470		
当 期 純 利 益	411,146		
非支配株主に帰属する当期純利益	8,006		
親会社株主に帰属する当期純利益	403,140		

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

中部電力株式会社取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 岩田 国良

指定有限責任社員

公認会計士 村井 達久

業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 福田真也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の 責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示 するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性,並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が同じなける職業倫理に関する規定を遵守したこと

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき,当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書,計算書類(貸借対照表,損益計算書,株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表,連結損益計算書,連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の、中部電力ミライズ株式会社が、経済産業大臣から、競合他社との間で営業上重要な情報などのやり取りをしていたとして、電気事業法に基づく業務改善命令を受領し、改善計画を報告した件につきましては、今後の改善計画の進捗を注視してまいります。また、当社および中部電力ミライズ株式会社が、中部地区における大口需要家向け都市ガス供給に関して、公正取引委員会から独占禁止法に基づく課徴金納付命令等を受けた件につきましては、当時の取締役の責任の有無について調査しております。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

中部電力株式会社 監査役会

 常任監査役 (常勤) 片 岡 明 典 印

 監 査 役 (常勤) 澤 柳 友 之 印

 社外監査役
 京 田 坦 史 印

 社外監査役
 中 川 清 明 印

以上

株主総会会場ご案内



名古屋市東区東桜二丁目6番30号

東桜会館





△ 地下鉄 東山線『新栄町駅』下車 1番出口から徒歩約5分

桜通線『高 岳 駅』下車 3番出口から徒歩約5分 B 地下鉄



